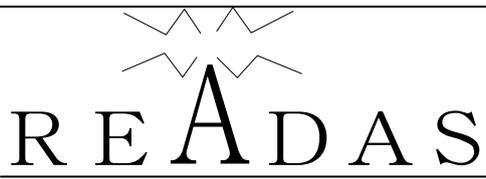


第 4621 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 11月 29日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 売上割戻しと交際費等

Q：得意先の売上げに応じて一定の割戻しをする場合、この費用は交際費等に該当しますか？

A：原則として、金銭とする割戻しは交際費等に該当しないこととなっています。

【解説】

売上割戻しが交際費等に該当するかどうかは、通達で次のように規定されています。

すなわち、法人がその得意先である事業者に対し、売上高若しくは売掛金の回収高に比例して、又は売上高の一定額ごとに金銭で支出する売上割戻しの費用及びこれらの基準のほかに得意先の営業地域の特殊事情、協力度合い等を勘案して金銭で支出する費用は、交際費等に該当しないものとする。そしてまた、法人がその得意先に対して物品を交付する場合又は得意先を観劇等に招待する場合には、たとえその物品の交付又は観劇等への招待が売上割戻し等と同様の基準で行われるものであっても、その要する費用は交際費等に該当するものとする。ただし、その物品が得意先である事業者において棚卸資産若しくは固定資産として販売し若しくは使用することが明らかでない物品（事業用資産）又はその購入単価がおおむね3,000円以下の少額物品で、かつ、その交付の基準が売上割戻し等の算定基準と同一であるときは、これらの物品を交付するために要する費用は、交際費等に該当しないものとするができる。

